内閣参質二〇七第三四号
令和四年一月七日

内閣総理大臣　岸田　文雄

参議院議長　山東　昭子　殿

参議院議員浜田聡君提出日本銀行政策委員会審議委員の後任人事に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

内　閣

参議院議員浜田聡君提出日本銀行政策委員会審議委員の後任人事に関する質問に対する答弁書

一及び二について

内閣としては、日本銀行の審議委員について、日本銀行法（平成九年法律第八十九号）第二十三条第二項の規定に基づき任命すべきものと考えているが、個別の人事に関する検討の過程については、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあることから、お答えすることは差し控えたい。